

平成19年12月定例会 追加提出議案の概要

追加提出議案

第103号議案 草加市特定商業施設の出店及び営業に伴う居住環境の保全に関する条例の制定について

I 条例の目的

特定商業施設の出店及び営業に伴う近隣住宅地の居住環境の調整に関し必要な事項を定めることにより、住宅地の良好な居住環境を保全することを目的とします。

II 条例の対象施設

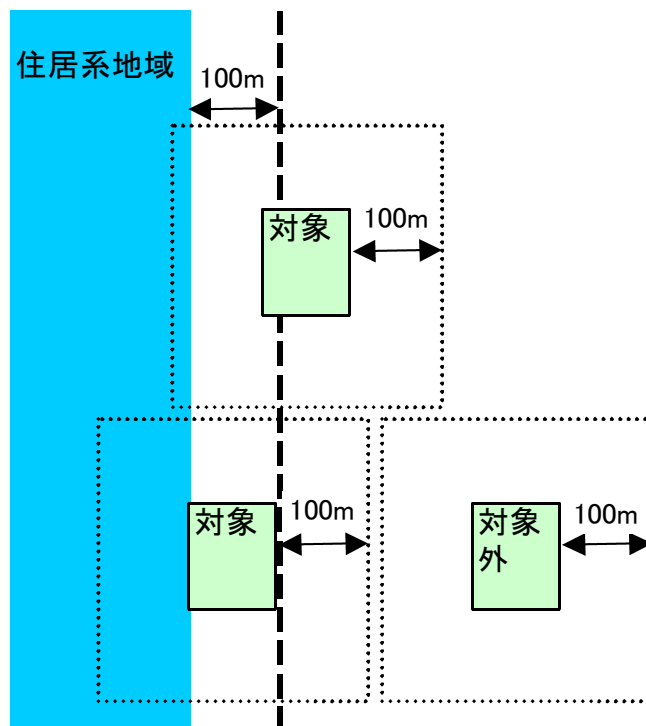
1 対象地域

- ① 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域
- ② 上記①の地域から100mの範囲内の地域

条例の目的が、「住宅地の良好な居住環境を保全すること」にあるため、住居系の用途地域を対象地域とします。

商業地域については、「主に商業等の業務の利便の増進を図る地域（都市計画法）」であるため、対象地域には含めません。

ただし、住居系地域に隣接した他の地域に施設を出店及び営業する場合に、隣接する地域は直接影響があると思われるため、住居系地域から100m以内の他の地域に設置される施設は対象とします。



2 対象施設

小売店、飲食店、興行場（映画館、劇場、演芸場等）、レンタルビデオ店、カラオケ店、パチンコ店、ゲームセンター、インターネットカフェ、ボーリング場等

大規模商業施設及び深夜営業を行う（実態として行っている）施設は、騒音、振動、交通渋滞等近隣の居住環境への影響が大きいと思われるため対象施設とします。

また、パチンコ店及びゲームセンター等特定の商業活動のみを条例の対象とすることは、自由な商業活動を阻害し、財産権の侵害に繋がる危惧もあるため、各種商業活動を対象とします。

なお、風営法ではインターネットカフェ、ボーリング場などは含まれないが、その多くが深夜営業を行うため対象施設とします。

3 対象面積

店舗面積が1,000㎡を超える施設

※ 午後11時から翌日の午前6時までの間において営業を行う場合は、500㎡を超える施設

1 対象地域
2 対象施設
3 対象面積

←

左記1、2、3の全てに該当する施設は、この条例が適用され、**特定商業施設**となります。

Ⅲ 条例の主な内容

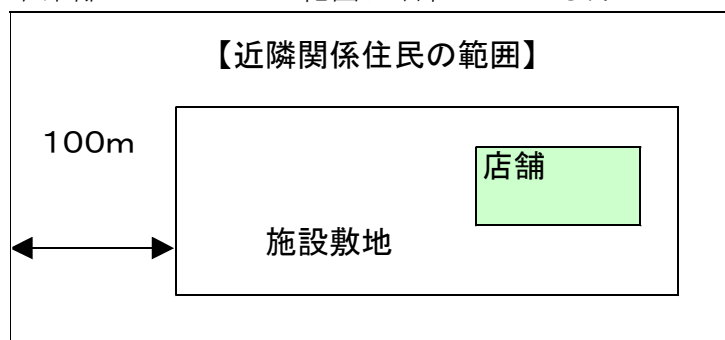
1 事業主の範囲

- (1) 特定商業施設を設置している方（施設の所有者）
- (2) 特定商業施設において営業を行っている方
- (3) 特定商業施設を出店する方
- (4) 特定商業施設において営業をしようとする方

2 近隣関係住民の範囲

特定商業施設の敷地境界線から水平距離で100mの範囲に居住している方

※ 100mとは、敷地境界から100mの水平距離をいいます。



3 出店の届出

- (1) 事業主は、出店予定日の6か月前までに市長へ出店及び営業計画書を提出する必要があります。
- (2) 出店及び営業計画書提出後、出店までに変更があった場合は、速やかに変更届を提出する必要があります。ただし、居住環境に影響を及ぼす恐れが少ないと思われる軽微な変更については必要ありません。
- (3) 市長は、出店及び営業計画書が提出された場合は届出日から2か月間公開します（変更の場合もこれに準じます）。

4 説明会の開催

- (1) 事業主は、近隣関係住民に対し、届出の日から2か月以内に、その内容について、十分理解が得られるよう、説明会を開催し、報告書を市長に提出します。
- (2) 事業主は、説明会の終了後、直ちに説明会の内容を記載した報告書を作成し、市長に提出しなければなりません。

5 意見書の提出

近隣関係住民は、説明会の終了後14日以内に意見書を市長に提出できます。

6 審議会

特定商業施設の出店や営業が住宅地の環境に与える影響の種類や程度について調査審議するための草加市特定商業施設居住環境審議会を設置します。
審議会は、5人以内の知識経験者で組織します。

7 協議等

- (1) 市長は、必要に応じ事業主や関係行政機関から意見を求めたり事業主から必要書類の提出を求めることができます。
- (2) 市長は、出店や営業が居住環境に著しい影響を及ぼす恐れがあると認めるときは、審議会の意見を求めることができます。
- (3) 市長は、審議会の意見を聞いて、出店や営業に関し改善が必要であると認めるときは、事業主と協議を行います。

8 協定

事業主は、近隣関係住民から住宅地としての居住環境を保全する協定の締結を求められたときは、正当な理由がない限り締結が必要となります。

9 勧告

- (1) 市長は、事業主の次の行為に対し、それぞれ必要な措置を行うよう勧告することができます。
 - ① 出店の届出を怠ったとき。
 - ② 説明会を開催しないとき。
 - ③ 市長への報告を怠ったとき、又は虚偽の報告を行ったとき。
 - ④ 正当な理由なく協定締結を拒んだとき。
 - ⑤ 協定に違反したとき。
 - ⑥ 市長との調整を拒んだとき。
- (2) 市長は、事業主が(1)で行った勧告に従わないときは、出店の延期や営業の停止を求めることができます。

10公表

市長の勧告に従わない場合、又は出店の延期若しくは営業の停止を求めた場合は必要に応じてその内容を公表することができます。

IV 施行期日等

- (1) 施行期日
平成20年1月1日
- (2) 適用区分
出店の届出の規定については、平成20年7月1日以後に出店又は営業する特定商業施設について適用します。

草加市特定商業施設の出店及び営業に伴う 居住環境の保全に関する条例フローチャート

